大阪市告示第1494号

次の施設について、大阪市立体育館条例(昭和31年大阪市条例第45号)第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

令和7年10月31日

大阪市長 横 山 英 幸

施設名	年 月 日	供用時間
1. VC +- 1-	令和7年11月4日(火)	午前9時から
大阪市立	节和7年11月4日(火)	午後9時まで
旭スポーツセンター	令和7年11月10日(月)	午前11時から
第1体育場	令和7年11月17日(月)	午後8時まで
第2体育場	A To 77 F 11 F 05 F (/ L)	午前9時から
多日的宝	令和7年11月25日(火)	午後9時まで

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)